

我妻榮の中華民国民法典註解と満州国民法への言及

——「新発見」資料の紹介を中心に

高見澤

磨

序

- 1、中華民国法制研究会の中華民国法註解シリーズ（一九三三～一九四六年）
- 2、我妻榮・川島武宜（？）『中華民国民法 物権法 下』原稿について
- 3、土地文書

注 結

序

小論は、日本民法学史上最も著名な研究者のひとりである我妻 榮（一八九七～一九七三）の中華民国民法典に対する註解を通じて、東アジア近代法史においては法典の継受のほかに学説の継受が重要な働きをしたこと

一端を考察しつつ、整理中の東京大学・東洋文化研究所蔵の資料を紹介するものである。⁽¹⁾

我妻は一九二〇年に東京帝国大学法学部を卒業し、一九二二年には同助教教授に任ぜられ、一九二七年には同教授となった。⁽²⁾

彼は、直接にはふたつの面で中国近代法史に関わっている。ひとつは「満州国」民法（総則・物権・債権）起草作業の「審核員」として顧問となったことである（同民法は一九三七年六月一七日公布。同年二月一日施行）⁽³⁾。「満州国」は日本の傀儡国であるため、「」をつけて表現する）。もうひとつは、1において紹介する中華民国法註解シリーズにおいて中華民国民法典の総則、物権、債権の註解を行っていることである。これらの作業過程で自ら中国に出張も行っている（我妻・唄注2所掲書参照）。以下、1においては同シリーズ及びそのうちの我妻が担当した部分についての概要を紹介し、2においては東京大学東洋文化研究所書庫より発見された原稿について紹介する。⁽⁴⁾3においては、注4所掲拙稿2編では紹介していない我妻収集にかかると思われる資料を紹介する。

1、中華民国法制研究会の中華民国法註解シリーズ（一九三三〜一九四六年）

清末の法整備以来日本の法学者はそれに協力し、また、多大の関心を寄せていた。このことは中華民国の時代になってからも同様であった。とりわけ一九二八年に国民党のもとで一定の安定がもたらされ、一九二〇年代末から一九三〇年代に立法作業が進むとその関心はより強くなった。こうした中で当時の東京帝国大学法学部教授

を主要なメンバーとする中華民法制研究会が組織され、中華民法についての註解シリーズが出版されるようになった。研究会活動の実態については不明であるが、各書には著名な商法学者であった松本烝治が序を寄せ、また、発行者は「中華民法制研究会 代表者 松本烝治」となっているので、彼が中心であったと思われる。シリーズは以下のようなものであり、当時の、そして戦後の日本の法学を代表する学者がそろっている⁶⁵。

宮沢俊義・田中二郎『中華民国憲法草案』（一九三五年）

宮沢俊義・田中二郎『中華民国確定憲法草案』（一九三六年）

我妻榮『中華民法総則』（一九四六年）

我妻榮・川島武宜『中華民法 物権上』（一九四一年）

我妻榮『中華民法 債権総則』（一九三三年）

我妻榮・川島武宜『中華民法 債権各則』（上、一九三四年。中、一九三六年。下、一九三八年）

田中耕太郎・鈴木竹雄『中華国会社法』（一九三三年）

田中耕太郎・鈴木竹雄『中華民国手形法』（一九三四年）

鈴木竹雄・石井照久『中華民国海商法』（上、一九三六年。下、一九三八年）

菊井維大・兼子一『中華国民民事訴訟法』（第一編、一九三四年。第二編、一九三六年。第三編乃至第九編、一九三八年）

小野清一郎『中華民国刑法』（総則、一九三三年。分則上、一九三四年。分則下、一九三五年）

小野清一郎・団藤重光『中華民国刑事訴訟法』（上、一九三八年。下、一九四〇年）

小野清一郎・団藤重光『中華民國法院組織法』（一九四五年）

江川秀文『中華民國における外国人の地位』（一九三八年）

以上見るように、我妻は共著を含めれば、民法総則、物権、債権といった財産編全体に註解をほどこしている。『物権法上』のみあって、『物権法下』がないことについては2において紹介する。いずれもコンメンタール(Kommentar)（逐条解説書）の形態をとっている。日本語訳、原文、比較すべき立法例（主としてドイツ、スイス、日本）とその比較に基づく注釈（日本の主要な学説や判例やドイツ・スイスのコンメンタールにも言及する）が各条について行われ、また、編の始めには制度全体の解説もなされている。日本語訳と簡単な語彙の解説にとどまるものではないので、その作業は注釈学派(glossoren) 的⁶⁾というよりは註解学派(commentatores) 的であるといえよう。2との関連もあり、また、債権については、注2所掲の『中国民法債編総則論』が中国語訳として復刊されているので、ここでは『物権上』の第七五八条の記載について以下にふれる。

第七五八条（「不動産物権。依法律行為而取得設定喪失及変更者。非経登記。不生効力。」）は日本民法と最も異なるところであるので、まず条文の前註（三七—四一頁）が第七五八条から第七六一一条について置かれている。民国五年の大法院判決（上字第一四九号）を引きつつ、従来中国では契約書が物権変動を証明する最重要の手段であったこと、しかしそれが官契であっても私法上の関係を確実に証明するものではなく、物権取引の安全を阻害するものであったことを紹介する。しかしドイツ流の物権行為の無因性を規定していない点では、善意無過失の第三者を保護する方向での日本民法の傾向と軌を一にするとする。これは、中国も日本も不動産の静的安全を重視すべき段階であることによるのであって、土地商品化が進めば、中国も日本もドイツ流の物権行為に至るで

あるうとの見通しを示している。わずか五頁の註ではあるが、健全な資本主義の発達を信じる我妻らしさが現れている。この後に第七五八条の日本語訳及び原文が続き、また「一 立法例」としてドイツ民法及びスイス民法の関連条文の日本語訳が示される。「二 日本民法との比較ならびに註釈」では、前註で述べた制度趣旨のほかに、土地法（一九三〇年六月三〇日公布）の定める土地登記についても七頁にわたって触れている。土地法に定める登記は、行政的土地管理としての土地台帳と私法的公示としての登記のふたつの側面がある点に特徴があることを指摘し、そのため第一回の土地登記は国家的行政的土地整理事業となるので、慎重な手続きを以て行われるべく定められ、そこに土地法第三六条が定める「絶対的効力」の意義があるとし、二回目以降は私法的登記であつて民法が定める「効力」となるであろうと解している。また、登記の錯誤・遺漏または虚偽による損害については地政機関は賠償の義務を負う旨土地法第三九条が定めている点につき、ドイツ不動産登記法に倣ったものであり、日本法より優れていると評価している。ドイツ・スイス流の規定であるため、我妻の本条や関連規定に対する評価は高い。民法第七五八条について「満洲国民法第一七七条及び第一七八条は全然本法に倣っている」（四四頁）と明言しているところにもそれが現れている。

全体に上記のような形式で書かれ、批判的な解説もあるが、中華民法典に対する評価は高い。

また、『総則』や『物権上』の出版は「満州国」民法典制定後であるので、それに対する言及があることも特徴である。

2、我妻榮・川島武宜(?)『中華民法典 物権法 下』原稿について

『物権上』は中華民法典第三編物権のうちの第二章総則、第二章所有権、第三章地上権、第四章永小作権(永佃権)、第五章地役権と民法物権編施行法とを紹介している。

『下』が出版されていないことは長く疑問であった。その原稿が二〇〇二年に東京大学東洋文化研究所の書庫において未整理の状態で見られた。未整理とはいっても我妻逝去後所蔵資料が寄贈されたときに、まず書籍を整理し、そうでない資料は後で整理しようとして別置されたものという方が正確であろう。現在原稿の整理と入力まで終えている。ここで扱われているのは、物権編の残り、即ち、抵当権(「抵押権」、質権、典権、留置権、占有である。これらに対する総論的評価は『上』の二頁にある。抵当権、留置権については日本民法に近く、また、占有はドイツ民法に近いものであること、質権については不動産質の規定を持たず、典権については中国独自であることに特徴があるとしている。とくに典権については「従来の慣習と近代法に倣った本編の全体系との間の調和が如何に保たれている居るかは検討の余地ある重大な問題である」としている。

『上』と同じであるならば、我妻・川島の共著であるが、原稿だけからではわからない。字体は同一人によるようにも見え、また、山形県米沢市の我妻記念館所蔵の原稿の字体や原稿の整理の綴じ方から見ると、主たる作業は我妻が行ったのかもしれない。但し、字体については詳細な専門的調査をしたのではないので、印象にすぎない。『下』の体裁も基本的には、『上』と同じである。以下は上記の初歩的整理の段階での報告である。

内容上の特徴としては抵当権と典権とに多くの紙幅を割いていること、及び、抵当権の記述においても典権に言及していることである。条文数も多く、また、抵当権を資本主義を支える重要な担保制度であると考える我妻

にとつては、抵当権に多くの紙幅を割くことは当然のことであつたらう。また、典権については、ドイツ・スイス・日本の民法典にはない制度であるので、同様に多くの記述を要した。典権の概括的説明においては、典権の性質は買い戻し条件付きの売買に似るとしつつ、担保物権として規定されているので、買い戻し条件付き売買のものではないとし、また、用益物権取引の一種という説明も不明な点が多く、採用できないとする。その上で民法第九十一条（称典権者。謂交付典価占有他人之不動産。而為使用及收益之權）の特徴を説明する。この規定が典権の定義規定となっており、担保物権の章に置かれていること自体に特徴を見いだしている。一方、満州国民法第二九四条が典権の定義規定ではなく、典権者の権利（典価を支払って、他人の不動産を占有し、かつ、その用法に従つて使用及び収益する権利を有する）という形で典権者の権利のみを定め、典権の定義自体の規定はおかず、民法典上用益物件と担保物権との中間に置き、それ以上は学説の解釈に委ねていることを指摘する。これに続いて典権についての各条文が「満州国」民法典との比較を行いつつ説明されていく。

このように見ると、『下』は担保物権についての巻であるため、抵当権を重視する観点及び満州国民法典との比較を行うことの二点において我妻の考えが極めてわかりやすく表現される巻となっている。註解の文体は簡要なものであり、その分だけさらに註解者の思惟が明快に現れている。

3、土地文書

注4所掲二〇〇八年拙稿においては、八点の我妻収集と思われる資料を録文のみで紹介した。その資料の包み

紙には、二〇点のうちの八点であり、裏打ち済みである旨の説明があった。残り一二点も東京大学東洋文化研究所四〇四号室にあったものと考え、耐震強度工事終了後に整理作業を行い、二〇〇九年七月にやっと発見した。

新資料とはいっても、すでに「東洋文化研究所図書」の印と「寄贈 昭和五年三月一日 我妻 榮 氏」の印と「A34616」から「A34619」、「A34621」から「A34628」の番号で言えば一二点と番号が附されていない文書三点がまとまって袋に入って四〇四号室で見つかった。注4所掲二〇〇八年拙稿所録の文書番号は「A34609」から「A34615」及び「A34620」の八点であった。故に、もとは「A34606」から「A34628」までの二〇点あって、そのうち八点は先に裏打ちされ、別に包み紙にいられ、のこり一二点もまとまって袋に入れられていたのである。推測ではあるが、番号が附されていない三点のうち一点は「A34627」に類するものと思われる。「A34627」は、ミシン目で分離可能な形の「国有地処分執照」であり、向かって右、中、左の三連の文書であったと思われる。記載内容は全て同じながら、向かって左側は国旗の入ったきれいな図柄の証明書となっており、また、裏面には「国有地処分執照発給規則摘要」がある。官署には中、右が残り、発給を受けた者は左側を持っていたのではないかと思われる。記載内容には「商租契約条件」欄がある。番号の附されていないものは、向かって右にあったものが切れて分離してしまっているものである。いずれも「様本」（見本）であり、具体的な記載はなされていない、枠だけの文書である。また、処分形式としては「商租執照」である。番号が附されていないもう二点は「A34628」と同じ「国有地処分執照」の「様本」（見本）に属すると思われる。これも同様の三連の文書でたんに「執照」とのみあり、記載事項にも「商租契約条件」ではなく「取得産権事由」となっている。この三連文書が三つに分離し、そのうち中のものに番号が附されていたと思われる。

裏打ちがなされていないことを除けば一応の整理はできていたのであり、新発見という言葉は正確ではない。以上を前提に整理すると以下のようなになる。

A 3 4 6 1 6 左端に「民戸領荒繳佃後適用之小照」とあり、記載事項が同じものが向かって右から「小照」「留查」「存根」として一枚に三連の文書となっている。これら三連の間二カ所には「參佰陸拾陸号」の番号があり、その上から「銷」の黒印があり、かつ手書きで様本とあるので、もとは実際に用いるつもりで文書を未記載の状態で見本として資料用に我妻に提供されたものであろう。国有荒地払い下げの文書で、このうち小照が払い下げられた業主に交付されたと思われる。

A 3 4 6 1 7 左端に「清丈員文明地段 適用之撥段小票」とあり、向かって左に「小票」、右に「存根」があつて記載事項はいずれも同じである。右端に鉛筆書きで「既に拂下たる土地の清丈の場合現地で交付するため、これを県公署で信票に代へ（丈費を拂はしむ）財政部に持参の執照に代へる。とくに小票、信票の二札の代りに小照一札のみ龍江省チチハルにて」の鉛筆書きがある。国有地払い下げ後の測量証明書であり、業主には小票が交付されたと思われる。記載欄は空欄である。

A 3 4 6 1 8 向かって右から「売契存根」「繳県」「繳署」「売契」と記載事項が同じ四連の文書である。「売契」の上部には「徵收印花稅粘貼印紙處」という場所がある。またこの裏面には「奉天省施行契紙章程（此係前財政庁於民国十九年十月公布稅務監督署於康德元年六月修正）」が印刷されている。官給の不動産売契である。記載

欄は空欄である。

A 3 4 6 1 9 向かって右から「土地執照存根」「土地執照存根」「土地執照繳査」「土地執照」の記載内容が同じ四連の文書で間にミシン目がある。空欄ではなく、記載されており、「中華民國二年四月二十日」の記載もある（最左の「土地執照」の日付は二十四日となっている）。その上で「様式」と筆書きされ、右端に「此係建国前之様式建国後改為龍江省公署名称余者如旧」とある。民国初期のものを参考用のひな形としてものと思われる。

A 3 4 6 2 1 向かって右から「信票」「存査」「存根」の記載内容が同じ三連の文書であり、記載欄は空欄である。右端には「黑龍江清丈兼墾總局印發領執照之信摺」とあり、左端には「業戸領地繳款後適用信票」とある。測量を含む土地調査事業に関わって業主に発給された文書であり、業主には信票が発給されたと思われる。

A 3 4 6 2 2 (1) 向かって右から「北滿特別区公署長期租地執照」の二連の文書で記載欄は空欄であり、「本件註銷」とあるので参考資料となったものと思われる。日付は「康德」とあらかじめ印刷されている。左の方が大きいので借り主（租戸）に発給されたのはこちらの方と思われる。建物を建てて長期に賃借することを想定したものである。

A 3 4 6 2 2 (2) 向かって右から「北滿特別区公署長期租地執照副本」の二連の文書で記載欄は空欄であり、「本件註銷」とあるので参考資料となったものと思われる。日付は「大同」とあらかじめ印刷されている。左の方が

大きいので、こちらが租戸に発給されたと思われる。記載事項の三に「粗金未交清以前由本署先行発給租地執照副本及地段図俟租金交清後再換發正式租地執照」とあるので、租金払い込み以前の証明書としての「副本」となっている。裏面には時期ごとを支払うべき「租款」を記載する欄がある。

A 3 4 6 2 2 (3) 止 向かって右から「北滿特別区公署短期租地証書」の二連の文書で記載欄は空欄であり、「本件註銷」とあるので参考資料となったものと思われる。日付は「大同」とあらかじめ印刷されている。「租期開始三個月内完全繳清」とあり、また、建物の建築は租權取得後一年以内と想定されている（A 3 4 6 2 2 (1)、同(2)は二年）ので、これらが「短期」たるゆえんであろうか。

A 3 4 6 2 3 向かって右から「存根」「備査」「執照」の三連の文書で記載欄は空欄で、ペン書きで「様本」とある。発給者は「吉林省長公署」と「郭爾羅斯前旗親王府」とあり、日付欄には「中華民國」とある。蒙地借地の証明書である。

A 3 4 6 2 4 向かって右から「存査」「繳驗」「執票」とあり、さらに蒙文の二票が続く。記載欄は空欄であり、「様本」のペン書きがある。日付欄には「中華民國」とある。これも「吉林全省清理田賦局」と郭爾羅斯前旗親王徵租總局との連名の発給であり、その租地の照明である。

A 3 4 6 2 5 向かって右から「存根」「繳驗」「執契」の三連の文書であり、記載欄は空欄である。日付欄には

「大満洲国康徳 年 月 日 県長」とある。土地調査事業に基づく証明書と思われる。この文書にいう「註冊」が登記にあたるものか別のものかはこの文書だけでは判然としない。

A34626 向かって右から「存根」「備査」「執照」の三連の文書であり、記載欄は空欄である。日付欄は「大満洲国康徳 年 月 日」とある。土地測量事業に基づく証明書である。「執照」部分には四角に囲まれて「此照如抵押或典売与外国人即作無効」とある。権利証のように用いられることを想定していたのであろう。

A34627 向かって左に「商租執照」があり、同内容の官署用控えと思われる部分と同内容で二連あり、これらが当初はミシン目で切り離されずにあつたと思われる。記載事項空欄の「様本」である（その旨の印がある）。日付は「大同」とあり、財政部から発給される国有地商租の証明書である。「商租執照」の下部には「満洲中央銀行印刷所印刷」とある。

A34628 向かって左に「執照」があるほかは、A34627と同じである。「商租」以外の方法（「変売譲與」または「交換」）による国有地の取得についてはこの執照が用いられた（裏面の「国有地処分執照発給規則摘要」第一条の記載による）。

以上見るように全て中国東北のものであり、「満洲国」由来のものである。このことは注4所掲二〇〇八年拙稿紹介の八点も同じである。これらから見ると、今回紹介の二二点と合わせて、「満洲国」民法典起草作業のため

に収集された資料の可能性は高い。但し、中華民法註解のための資料の可能性も否定することはできない。

結

小論では、新たに「発見」され、整理中である我妻の原稿をも用いて、我妻による中華民法典に対する註解の一部を概観した。ここから見えるのは、我妻にとってのあるべき民法の姿（資本主義の健全な発展に資する民法）とそれを基準にして見たときの中華民法への比較的高い評価である。註解を普遍的な理性や法を採求しようとする営為ととらえるならば、これはヨーロッパにおける註解学派に通じる。他面で、それは註解という作業を利用した、自己の価値観の提示でもある。我妻自らが顧問として携わった「満州国」民法典への評価にはそれを見て取ることができる。

3で紹介した資料が満州国民法典起草のための資料であったのか、中華民法註解のための資料であったのか、資料それ自体からは判然としないが、東北の資料であることから、前者の可能性が高いように思われる。

注釈や註解を行うという行為は、中世末・近世初のヨーロッパにおけるローマ法学以来の法学者の基本的な営為である。この作業の伝統は近代になって東アジアにもたらされ、自国の法について注釈や註解を行うにとどまらず、日本の法学者によって中華民法法に対する註解書まで出現するにいたった。一九三〇年代から四〇年代前半にかけての日本人法学者にとって一九二〇年代末以降の中華民法整備は極めて興味深い考察対象であった。明治期日本の法整備は、不平等条約改正のために時間を限られた作業であり、民法に関して言えば、主たる参考

資料はフランス民法典とドイツ民法学だけであった。他方、中華民法制定にあたっては、フランス民法典、日本民法典、ドイツ民法典、スイス民法典などを参照することができ、このことは、明治後半以降ドイツ流の法学が主流となっていた日本の民法学者にはうらやましく思えたことであろう。腕試しの場は、日本法への解釈論や立法論だけではなく、中華国法制への註解や満州国立法にも及んだ。太平洋戦争期には、東南アジア各地に法学者が派遣されているが、こちらはそれほどの成果を挙げているようには思えない。但し、未整理ではあるが、我妻によると思われる蘭印関係資料の存在から見ると、機会さえあればそれなりの成果を挙げること可能だったかもしれない。この点については今後の課題としたい。

注

(1) このことの指摘は鄭鍾休『韓国民法典の比較法的研究』（創文社、一九八九年）においてすでに指摘されている。一九五八年二月二日公布、一九六〇年一月一日施行の韓国民法典は系譜上はドイツ・スイス民法典に連なるものであるが、制定過程においては、中華民法典及び「満洲国」民法典が参照された可能性を指摘し、また、直接・間接には我妻や穂積重遠などを中心とする日本民法学（より正確にはドイツ民法学の影響を受けた日本民法学であり、日本民法典ではない）の学説継受の側面をも有する。これを指摘する。

(2) 我妻の経歴・業績については、我妻洋・唄孝一編『我妻榮先生の人と足跡 年齢別業績経歴一覽表』（信山社、一九九三年）が詳しい。山形県米沢市の我妻栄記念館にある同書には修正用の一冊があるので、同書出版後にも関係者による加筆・修正の作業が行われているようである。また、我妻榮著、洪錫恒訳、曲陽勸校『中国民法債編総則論』の曲陽の「前言」にも我妻についての紹介がある。本書は、本文で掲げた日本書が民国期に中国語に翻訳されて商務印書館より出版され（中華民国二四年の三月一五日

の「訳者弁言」、さらに何勤華主編の中国近代法学訳叢として中国政法大学出版社より二〇〇三年に出版されたものである。

- (3) 親族編及び相続編は旧慣調査を行った後に起草することとなり、そのため、「親屬繼承法」の公布は一九四五年七月一日で、この法は施行される前に日本の敗戦と傀儡国家満州帝国の崩壊を迎えた。前野茂『満州国司法建設回想録』（株式会社日本教育研究センター、一九八五年、非売品）を参照した。また、注1所掲書三〇二―三〇三頁もこのことに触れている。満洲国民法典編纂と我妻との関係については、小口彦太『満州国民法典の編纂と我妻榮』（池田温・劉俊文編『日中文化交流史叢書一 法律制度』（大修館書店、九七年、三二五―三六〇頁）がある。なお、本叢書は中日共同企画ではあるが、小口論文は中国語版には収録されていない。これについては池田温「あとがき」において（同書四四二頁）、文化交流史にふさわしくないとの中国側編纂者の見解があったためとされている。小口は「満洲国」民法典につき「日本民法のそれを引き写し、せいぜい日本民法の不備についての解釈論上および判例上の修正を条文に組み入れる以上のもでなかった」とするが、この総括が正しいか否かについてはさらに検討したい。

- (4) 東京大学東洋文化研究所において書庫より発見された未整理の資料については、筆者は「東京大学東洋文化研究所「我妻榮氏旧蔵資料」新発見資料紹介」（「創文」四七三号、一一―一四頁、二〇〇五年）、「新」発見の「故我妻榮氏寄贈」資料（清末・中華民国期土地文書）簡介」（孝忠延夫・鈴木賢編『北東アジアにおける法治の現状と課題 鈴木敬夫先生古稀記念』（成文堂、アジア叢書二八、九三―一六頁、二〇〇八年）で紹介している。また、前者については二〇〇六年三月二の第六回東アジア法哲学シンポジウム（台湾大学法学院）において、後者については二〇〇八年九月の中日民商法研究会（遼寧大学法学院）においても報告している。小論の内容については、二〇〇九年一〇月の「第四届 羅馬法、中国法與民法法典化國際研討會」（第四届 羅馬法、中国法と民法法典化國際シンポジウム。中国政法大学）において報告し、また、その報告原稿は、同シンポジウムにおける「第四届 羅馬法、中国法與民法法典化國際研討會 論文集（下）」の六五一―六五六頁に掲載されている。但し、同原稿は、シンポジウムのテーマにあわせるため、註解を通じた法の対話という観点から日本語原稿を作成し、これを当時東京大学大学院・法学政治

学研究所・博士課程在学中であった娜鶴雅（現在は中国人民大学法学院講師）が翻訳したものである。小論は、資料紹介に重点をおいて内容を改めたものである。我妻榮関係資料の整理の作業は未だ完了していない。小論執筆時においては、小論3に紹介する土地文書の保存と閲覧のための作業を行っているところである。

- (5) このシリーズを紹介したものとして、滋賀秀三「清朝の法制」（坂野正高・田中正俊・衛藤藩吉編『近代中国研究入門』東京大学出版会、二七―三二八頁、一九七四年）がある（とくに二七三―二七四頁）。また、西英昭「中華民国法制研究会について―基礎情報の整理と紹介―」（『中国―社会と文化』第二号、三二―三三四頁、二〇〇六年）は本文紹介以外の資料も紹介している。中国語版として同「中華民国法制研究会」経緯―資料の整理與紹介」（『法制史研究』第一期、三三―三四二頁、二〇〇七年、台北）がある。

- (6) 注釈学派及び註解学派については、勝田有恒・森征一・山内進編著『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）第九、一〇章を参照した。

小論は、二〇〇六年度～二〇〇九年度（平成一八年度～二二年度）日本学術振興会科学研究費補助金「基盤（A）（一）」「一七―二〇世紀の東アジアにおける『外国人』の法的地位に関する総合的研究」（代表・貴志俊彦 二〇〇六年度島根県立大学教授・二〇〇七―二〇〇九年度は神奈川大学教授。現在は京都大学教授）の成果の一部でもある。